

福島県建築関係工事特記仕様書【R8年4月版】

I 工事概要

1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「建築工事標準詳細図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築木造工事標準仕様書」(令和7年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、・に変更する。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある「(具: )」と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、「( )」書きは「公共建築工事標準仕様書」、「〔 〕」書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

Table with 2 columns: 項目, 特記事項

Table with 2 columns: 項目, 特記事項

Table with 2 columns: 項目, 特記事項

1 防水改修工事	1 降雨等に対する養生方法(とい共)	※改修仕様 3.1.3(5) (ア)～(ウ)による ( )	[3.1.3]
	2 既存防水の処理	既存保護層の撤去 ・ 行う (範囲・図示による) ( ) ・ 行わない ( ) 既存防水層の撤去 ・ 行う (範囲・図示による) ( ) ・ 行わない ( ) 露出防水層表面の仕上げ撤去 ・ 行う (M4AS・M4AS I・M4C・M4DI・L4X) ( ) ・ 行わない ( )	[3.2.3～4] [3.2.6]
	3 既存防水層の地下補修	補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による ( )	[3.2.6]
	4 アスファルト防水	表3.1.1 [3.3.3] [表3.3.3～表3.3.10] 表3.3.2 [3.3.2] [表3.3.2～表3.3.10] 表3.3.3 [3.3.3] [表3.3.3～表3.3.10] 表3.3.4 [3.3.4] [表3.3.4～表3.3.10] 表3.3.5 [3.3.5] [表3.3.5～表3.3.10] 表3.3.6 [3.3.6] [表3.3.6～表3.3.10]	
	5 改質アスファルトシート防水	表3.1.1 [3.4.2～3] [表3.4.1～3] 表3.4.1 [3.4.1] [表3.4.1～3] 表3.4.2 [3.4.2] [表3.4.2～3] 表3.4.3 [3.4.3] [表3.4.3～3]	
	6 合成高分子系ルーフィングシート防水	表3.1.1 [3.5.2～3] [表3.5.1～2] 表3.5.1 [3.5.1] [表3.5.1～2] 表3.5.2 [3.5.2] [表3.5.2～3]	
	7 塗膜防水	表3.1.1 [3.6.3] [表3.6.1～2] 表3.6.1 [3.6.1] [表3.6.1～2] 表3.6.2 [3.6.2] [表3.6.2～3] 表3.6.3 [3.6.3] [表3.6.3～3] 表3.6.4 [3.6.4] [表3.6.4～3] 表3.6.5 [3.6.5] [表3.6.5～3] 表3.6.6 [3.6.6] [表3.6.6～3] 表3.6.7 [3.6.7] [表3.6.7～3]	
	8 脱気装置	種類及び設置数量 ※ 主材料製造所の指定する製品 ( )	[3.3.3] [3.4.3] [3.5.3] [3.6.3]
	9 ルーフドレン	JCW 301 (日本鋼鉄ふた・排水器具工業規格)による材質 ※ 表3.8.1による ( )	[3.8.2] [表3.8.1]
	10 改修用ドレン	POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX工法の場合 ・ 設ける 取付方法等は、主防水材の製造所の仕様による	[3.2.5]
	11 シーリング	シーリング改修工法の種類 ・ 目地の寸法 ( ) ・ シーリング充填工法 ( ) ・ シーリング再充填工法 ( ) ・ 拡張シーリング再充填工法 ( ) ・ プリッジ工法 ( ) ・ ボンドプレーカー張り ( ) ・ エッジング材張り ( )	[3.1.4] [表3.1.2] [3.7.3] [3.7.4] [3.7.5] [3.7.6] [3.7.7]
	12 とい	表3.8.2 [表3.8.1] [3.8.2] [表3.8.1] 表3.8.2 [3.8.2] [表3.8.2] 表3.8.3 [3.8.3] [表3.8.3] 表3.8.4 [3.8.4] [表3.8.4] 表3.8.5 [3.8.5] [表3.8.5] 表3.8.6 [3.8.6] [表3.8.6] 表3.8.7 [3.8.7] [表3.8.7] 表3.8.8 [3.8.8] [表3.8.8] 表3.8.9 [3.8.9] [表3.8.9] 表3.8.10 [3.8.10] [表3.8.10] 表3.8.11 [3.8.11] [表3.8.11] 表3.8.12 [3.8.12] [表3.8.12] 表3.8.13 [3.8.13] [表3.8.13] 表3.8.14 [3.8.14] [表3.8.14] 表3.8.15 [3.8.15] [表3.8.15] 表3.8.16 [3.8.16] [表3.8.16] 表3.8.17 [3.8.17] [表3.8.17] 表3.8.18 [3.8.18] [表3.8.18] 表3.8.19 [3.8.19] [表3.8.19] 表3.8.20 [3.8.20] [表3.8.20] 表3.8.21 [3.8.21] [表3.8.21] 表3.8.22 [3.8.22] [表3.8.22] 表3.8.23 [3.8.23] [表3.8.23] 表3.8.24 [3.8.24] [表3.8.24] 表3.8.25 [3.8.25] [表3.8.25] 表3.8.26 [3.8.26] [表3.8.26] 表3.8.27 [3.8.27] [表3.8.27] 表3.8.28 [3.8.28] [表3.8.28] 表3.8.29 [3.8.29] [表3.8.29] 表3.8.30 [3.8.30] [表3.8.30] 表3.8.31 [3.8.31] [表3.8.31] 表3.8.32 [3.8.32] [表3.8.32] 表3.8.33 [3.8.33] [表3.8.33] 表3.8.34 [3.8.34] [表3.8.34] 表3.8.35 [3.8.35] [表3.8.35] 表3.8.36 [3.8.36] [表3.8.36] 表3.8.37 [3.8.37] [表3.8.37] 表3.8.38 [3.8.38] [表3.8.38] 表3.8.39 [3.8.39] [表3.8.39] 表3.8.40 [3.8.40] [表3.8.40] 表3.8.41 [3.8.41] [表3.8.41] 表3.8.42 [3.8.42] [表3.8.42] 表3.8.43 [3.8.43] [表3.8.43] 表3.8.44 [3.8.44] [表3.8.44] 表3.8.45 [3.8.45] [表3.8.45] 表3.8.46 [3.8.46] [表3.8.46] 表3.8.47 [3.8.47] [表3.8.47] 表3.8.48 [3.8.48] [表3.8.48] 表3.8.49 [3.8.49] [表3.8.49] 表3.8.50 [3.8.50] [表3.8.50] 表3.8.51 [3.8.51] [表3.8.51] 表3.8.52 [3.8.52] [表3.8.52] 表3.8.53 [3.8.53] [表3.8.53] 表3.8.54 [3.8.54] [表3.8.54] 表3.8.55 [3.8.55] [表3.8.55] 表3.8.56 [3.8.56] [表3.8.56] 表3.8.57 [3.8.57] [表3.8.57] 表3.8.58 [3.8.58] [表3.8.58] 表3.8.59 [3.8.59] [表3.8.59] 表3.8.60 [3.8.60] [表3.8.60] 表3.8.61 [3.8.61] [表3.8.61] 表3.8.62 [3.8.62] [表3.8.62] 表3.8.63 [3.8.63] [表3.8.63] 表3.8.64 [3.8.64] [表3.8.64] 表3.8.65 [3.8.65] [表3.8.65] 表3.8.66 [3.8.66] [表3.8.66] 表3.8.67 [3.8.67] [表3.8.67] 表3.8.68 [3.8.68] [表3.8.68] 表3.8.69 [3.8.69] [表3.8.69] 表3.8.70 [3.8.70] [表3.8.70] 表3.8.71 [3.8.71] [表3.8.71] 表3.8.72 [3.8.72] [表3.8.72] 表3.8.73 [3.8.73] [表3.8.73] 表3.8.74 [3.8.74] [表3.8.74] 表3.8.75 [3.8.75] [表3.8.75] 表3.8.76 [3.8.76] [表3.8.76] 表3.8.77 [3.8.77] [表3.8.77] 表3.8.78 [3.8.78] [表3.8.78] 表3.8.79 [3.8.79] [表3.8.79] 表3.8.80 [3.8.80] [表3.8.80] 表3.8.81 [3.8.81] [表3.8.81] 表3.8.82 [3.8.82] [表3.8.82] 表3.8.83 [3.8.83] [表3.8.83] 表3.8.84 [3.8.84] [表3.8.84] 表3.8.85 [3.8.85] [表3.8.85] 表3.8.86 [3.8.86] [表3.8.86] 表3.8.87 [3.8.87] [表3.8.87] 表3.8.88 [3.8.88] [表3.8.88] 表3.8.89 [3.8.89] [表3.8.89] 表3.8.90 [3.8.90] [表3.8.90] 表3.8.91 [3.8.91] [表3.8.91] 表3.8.92 [3.8.92] [表3.8.92] 表3.8.93 [3.8.93] [表3.8.93] 表3.8.94 [3.8.94] [表3.8.94] 表3.8.95 [3.8.95] [表3.8.95] 表3.8.96 [3.8.96] [表3.8.96] 表3.8.97 [3.8.97] [表3.8.97] 表3.8.98 [3.8.98] [表3.8.98] 表3.8.99 [3.8.99] [表3.8.99] 表3.8.100 [3.8.100] [表3.8.100]	
	13 アルミニウム製笠木	部材の種類 ・ 押し出し250形 ( ) ・ 押し出し300形 ( ) ・ 押し出し350形 ( ) ・ 板折り曲げ形 (本体幅(mm)) ※ 2 ( )	[3.9.2] [表3.9.1]
	14 防水施工履歴	※ 適用する ( ) ・ 適用しない ( ) ※ 表示内容は監督員と協議による	[3.9.2] [表5.2.2]

2 外壁改修工事	1 ひび割れ部改修工法	・ コンクリート打放し仕上げ ・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	[4.1.4] [4.2.5] [4.3.6] [4.4.6]
	2 欠損部改修工法	・ コンクリート打放し仕上げ ・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	[4.1.4] [4.2.7] [4.3.8]
	3 浮き部改修工法	・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	[4.1.4] [4.2.8] [4.3.9]
	4 モルタル塗替え工法	モルタル ・ 現場調合材料 (改修仕様4.3.5(5) (ア) (a)による) ( ) ・ 既調合材料 ( ) ( ) ・ 吸水調整材 (性能は建築材料等品質性能表による) ( ) ・ 既製目地材 (使用する (形状) ( ) ・ 使用しない ( )	[4.3.10]
	5 タイル張り替え工法	タイルの種類 表3.8.1 [3.8.1] [表3.8.1] 表3.8.2 [3.8.2] [表3.8.2] 表3.8.3 [3.8.3] [表3.8.3] 表3.8.4 [3.8.4] [表3.8.4] 表3.8.5 [3.8.5] [表3.8.5] 表3.8.6 [3.8.6] [表3.8.6] 表3.8.7 [3.8.7] [表3.8.7] 表3.8.8 [3.8.8] [表3.8.8] 表3.8.9 [3.8.9] [表3.8.9] 表3.8.10 [3.8.10] [表3.8.10] 表3.8.11 [3.8.11] [表3.8.11] 表3.8.12 [3.8.12] [表3.8.12] 表3.8.13 [3.8.13] [表3.8.13] 表3.8.14 [3.8.14] [表3.8.14] 表3.8.15 [3.8.15] [表3.8.15] 表3.8.16 [3.8.16] [表3.8.16] 表3.8.17 [3.8.17] [表3.8.17] 表3.8.18 [3.8.18] [表3.8.18] 表3.8.19 [3.8.19] [表3.8.19] 表3.8.20 [3.8.20] [表3.8.20] 表3.8.21 [3.8.21] [表3.8.21] 表3.8.22 [3.8.22] [表3.8.22] 表3.8.23 [3.8.23] [表3.8.23] 表3.8.24 [3.8.24] [表3.8.24] 表3.8.25 [3.8.25] [表3.8.25] 表3.8.26 [3.8.26] [表3.8.26] 表3.8.27 [3.8.27] [表3.8.27] 表3.8.28 [3.8.28] [表3.8.28] 表3.8.29 [3.8.29] [表3.8.29] 表3.8.30 [3.8.30] [表3.8.30] 表3.8.31 [3.8.31] [表3.8.31] 表3.8.32 [3.8.32] [表3.8.32] 表3.8.33 [3.8.33] [表3.8.33] 表3.8.34 [3.8.34] [表3.8.34] 表3.8.35 [3.8.35] [表3.8.35] 表3.8.36 [3.8.36] [表3.8.36] 表3.8.37 [3.8.37] [表3.8.37] 表3.8.38 [3.8.38] [表3.8.38] 表3.8.39 [3.8.39] [表3.8.39] 表3.8.40 [3.8.40] [表3.8.40] 表3.8.41 [3.8.41] [表3.8.41] 表3.8.42 [3.8.42] [表3.8.42] 表3.8.43 [3.8.43] [表3.8.43] 表3.8.44 [3.8.44] [表3.8.44] 表3.8.45 [3.8.45] [表3.8.45] 表3.8.46 [3.8.46] [表3.8.46] 表3.8.47 [3.8.47] [表3.8.47] 表3.8.48 [3.8.48] [表3.8.48] 表3.8.49 [3.8.49] [表3.8.49] 表3.8.50 [3.8.50] [表3.8.50] 表3.8.51 [3.8.51] [表3.8.51] 表3.8.52 [3.8.52] [表3.8.52] 表3.8.53 [3.8.53] [表3.8.53] 表3.8.54 [3.8.54] [表3.8.54] 表3.8.55 [3.8.55] [表3.8.55] 表3.8.56 [3.8.56] [表3.8.56] 表3.8.57 [3.8.57] [表3.8.57] 表3.8.58 [3.8.58] [表3.8.58] 表3.8.59 [3.8.59] [表3.8.59] 表3.8.60 [3.8.60] [表3.8.60] 表3.8.61 [3.8.61] [表3.8.61] 表3.8.62 [3.8.62] [表3.8.62] 表3.8.63 [3.8.63] [表3.8.63] 表3.8.64 [3.8.64] [表3.8.64] 表3.8.65 [3.8.65] [表3.8.65] 表3.8.66 [3.8.66] [表3.8.66] 表3.8.67 [3.8.67] [表3.8.67] 表3.8.68 [3.8.68] [表3.8.68] 表3.8.69 [3.8.69] [表3.8.69] 表3.8.70 [3.8.70] [表3.8.70] 表3.8.71 [3.8.71] [表3.8.71] 表3.8.72 [3.8.72] [表3.8.72] 表3.8.73 [3.8.73] [表3.8.73] 表3.8.74 [3.8.74] [表3.8.74] 表3.8.75 [3.8.75] [表3.8.75] 表3.8.76 [3.8.76] [表3.8.76] 表3.8.77 [3.8.77] [表3.8.77] 表3.8.78 [3.8.78] [表3.8.78] 表3.8.79 [3.8.79] [表3.8.79] 表3.8.80 [3.8.80] [表3.8.80] 表3.8.81 [3.8.81] [表3.8.81] 表3.8.82 [3.8.82] [表3.8.82] 表3.8.83 [3.8.83] [表3.8.83] 表3.8.84 [3.8.84] [表3.8.84] 表3.8.85 [3.8.85] [表3.8.85] 表3.8.86 [3.8.86] [表3.8.86] 表3.8.87 [3.8.87] [表3.8.87] 表3.8.88 [3.8.88] [表3.8.88] 表3.8.89 [3.8.89] [表3.8.89] 表3.8.90 [3.8.90] [表3.8.90] 表3.8.91 [3.8.91] [表3.8.91] 表3.8.92 [3.8.92] [表3.8.92] 表3.8.93 [3.8.93] [表3.8.93] 表3.8.94 [3.8.94] [表3.8.94] 表3.8.95 [3.8.95] [表3.8.95] 表3.8.96 [3.8.96] [表3.8.96] 表3.8.97 [3.8.97] [表3.8.97] 表3.8.98 [3.8.98] [表3.8.98] 表3.8.99 [3.8.99] [表3.8.99] 表3.8.100 [3.8.100] [表3.8.100]	
	6 下地処理	既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 表3.4.4 [4.5.4～7] [表3.4.4～7] 表3.4.5 [4.5.5] [表3.4.5～7] 表3.4.6 [4.5.6] [表3.4.6～7] 表3.4.7 [4.5.7] [表3.4.7～7] 表3.4.8 [4.5.8] [表3.4.8～7] 表3.4.9 [4.5.9] [表3.4.9～7] 表3.4.10 [4.5.10] [表3.4.10～7] 表3.4.11 [4.5.11] [表3.4.11～7] 表3.4.12 [4.5.12] [表3.4.12～7] 表3.4.13 [4.5.13] [表3.4.13～7] 表3.4.14 [4.5.14] [表3.4.14～7] 表3.4.15 [4.5.15] [表3.4.15～7] 表3.4.16 [4.5.16] [表3.4.16～7] 表3.4.17 [4.5.17] [表3.4.17～7] 表3.4.18 [4.5.18] [表3.4.18～7] 表3.4.19 [4.5.19] [表3.4.19～7] 表3.4.20 [4.5.20] [表3.4.20～7] 表3.4.21 [4.5.21] [表3.4.21～7] 表3.4.22 [4.5.22] [表3.4.22～7] 表3.4.23 [4.5.23] [表3.4.23～7] 表3.4.24 [4.5.24] [表3.4.24～7] 表3.4.25 [4.5.25] [表3.4.25～7] 表3.4.26 [4.5.26] [表3.4.26～7] 表3.4.27 [4.5.27] [表3.4.27～7] 表3.4.28 [4.5.28] [表3.4.28～7] 表3.4.29 [4.5.29] [表3.4.29～7] 表3.4.30 [4.5.30] [表3.4.30～7] 表3.4.31 [4.5.31] [表3.4.31～7] 表3.4.32 [4.5.32] [表3.4.32～7] 表3.4.33 [4.5.33] [表3.4.33～7] 表3.4.34 [4.5.34] [表3.4.34～7] 表3.4.35 [4.5.35] [表3.4.35～7] 表3.4.36 [4.5.36] [表3.4.36～7] 表3.4.37 [4.5.37] [表3.4.37～7] 表3.4.38 [4.5.38] [表3.4.38～7] 表3.4.39 [4.5.39] [表3.4.39～7] 表3.4.40 [4.5.40] [表3.4.40～7] 表3.4.41 [4.5.41] [表3.4.41～7] 表3.4.42 [4.5.42] [表3.4.42～7] 表3.4.43 [4.5.43] [表3.4.43～7] 表3.4.44 [4.5.44] [表3.4.44～7] 表3.4.45 [4.5.45] [表3.4.45～7] 表3.4.46 [4.5.46] [表3.4.46～7] 表3.4.47 [4.5.47] [表3.4.47～7] 表3.4.48 [4.5.48] [表3.4.48～7] 表3.4.49 [4.5.49] [表3.4.49～7] 表3.4.50 [4.5.50] [表3.4.50～7] 表3.4.51 [4.5.51] [表3.4.51～7] 表3.4.52 [4.5.52] [表3.4.52～7] 表3.4.53 [4.5.53] [表3.4.53～7] 表3.4.54 [4.5.54] [表3.4.54～7] 表3.4.55 [4.5.55] [表3.4.55～7] 表3.4.56 [4.5.56] [表3.4.56～7] 表3.4.57 [4.5.57] [表3.4.57～7] 表3.4.58 [4.5.58] [表3.4.58～7] 表3.4.59 [4.5.59] [表3.4.59～7] 表3.4.60 [4.5.60] [表3.4.60～7] 表3.4.61 [4.5.61] [表3.4.61～7] 表3.4.62 [4.5.62] [表3.4.62～7] 表3.4.63 [4.5.63] [表3.4.63～7] 表3.4.64 [4.5.64] [表3.4.64～7] 表3.4.65 [4.5.65] [表3.4.65～7] 表3.4.66 [4.5.66] [表3.4.66～7] 表3.4.67 [4.5.67] [表3.4.67～7] 表3.4.68 [4.5.68] [表3.4.68～7] 表3.4.69 [4.5.69] [表3.4.69～7] 表3.4.70 [4.5.70] [表3.4.70～7] 表3.4.71 [4.5.71] [表3.4.71～7] 表3.4.72 [4.5.72] [表3.4.72～7] 表3.4.73 [4.5.73] [表3.4.73～7] 表3.4.74 [4.5.74] [表3.4.74～7] 表3.4.75 [4.5.75] [表3.4.75～7] 表3.4.76 [4.5.76] [表3.4.76～7] 表3.4.77 [4.5.77] [表3.4.77～7] 表3.4.78 [4.5.78] [表3.4.78～7] 表3.4.79 [4.5.79] [表3.4.79～7] 表3.4.80 [4.5.80] [表3.4.80～7] 表3.4.81 [4.5.81] [表3.4.81～7] 表3.4.82 [4.5.82] [表3.4.82～7] 表3.4.83 [4.5.83] [表3.4.83～7] 表3.4.84 [4.5.84] [表3.4.84～7] 表3.4.85 [4.5.85] [表3.4.85～7] 表3.4.86 [4.5.86] [表3.4.86～7] 表3.4.87 [4.5.87] [表3.4.87～7] 表3.4.88 [4.5.88] [表3.4.88～7] 表3.4.89 [4.5.89] [表3.4.89～7] 表3.4.90 [4.5.90] [表3.4.90～7] 表3.4.91 [4.5.91] [表3.4.91～7] 表3.4.92 [4.5.92] [表3.4.92～7] 表3.4.93 [4.5.93] [表3.4.93～7] 表3.4.94 [4.5.94] [表3.4.94～7] 表3.4.95 [4.5.95] [表3.4.95～7] 表3.4.96 [4.5.96] [表3.4.96～7] 表3.4.97 [4.5.97] [表3.4.97～7] 表3.4.98 [4.5.98] [表3.4.98～7] 表3.4.99 [4.5.99] [表3.4.99～7] 表3.4.100 [4.5.100] [表3.4.100～7]	
	7 仕上塗材仕上げ	仕上塗材における防火材料の指定 表3.4.1 [4.5.1] [表3.4.1～2] 表3.4.2 [4.5.2] [表3.4.2～2] 表3.4.3 [4.5.3] [表3.4.3～2] 表3.4.4 [4.5.4] [表3.4.4～2] 表3.4.5 [4.5.5] [表3.4.5～2] 表3.4.6 [4.5.6] [表3.4.6～2] 表3.4.7 [4.5.7] [表3.4.7～2] 表3.4.8 [4.5.8] [表3.4.8～2] 表3.4.9 [4.5.9] [表3.4.9～2] 表3.4.10 [4.5.10] [表3.4.10～2] 表3.4.11 [4.5.11] [表3.4.11～2] 表3.4.12 [4.5.12] [表3.4.12～2] 表3.4.13 [4.5.13] [表3.4.13～2] 表3.4.14 [4.5.14] [表3.4.14～2] 表3.4.15 [4.5.15] [表3.4.15～2] 表3.4.16 [4.5.16] [表3.4.16～2] 表3.4.17 [4.5.17] [表3.4.17～2] 表3.4.18 [4.5.18] [表3.4.18～2] 表3.4.19 [4.5.19] [表3.4.19～2] 表3.4.20 [4.5.20] [表3.4.20～2] 表3.4.21 [4.5.21] [表3.4.21～2] 表3.4.22 [4.5.22] [表3.4.22～2] 表3.4.23 [4.5.23] [表3.4.23～2] 表3.4.24 [4.5.24] [表3.4.24～2] 表3.4.25 [4.5.25] [表3.4.25～2] 表3.4.26 [4.5.26] [表3.4.26～2] 表3.4.27 [4.5.27] [表3.4.27～2] 表3.4.28 [4.5.28] [表3.4.28～2] 表3.4.29 [4.5.29] [表3.4.29～2] 表3.4.30 [4.5.30] [表3.4.30～2] 表3.4.31 [4.5.31] [表3.4.31～2] 表3.4.32 [4.5.32] [表3.4.32～2] 表3.4.33 [4.5.33] [表3.4.33～2] 表3.4.34 [4.5.34] [表3.4.34～2] 表3.4.35 [4.5.35] [表3.4.35～2] 表3.4.36 [4.5.36] [表3.4.36～2] 表3.4.37 [4.5.37] [表3.4.37～2] 表3.4.38 [4.5.38] [表3.4.38～2] 表3.4.39 [4.5.39] [表3.4.39～2] 表3.4.40 [4.5.40] [表3.4.40～2] 表3.4.41 [4.5.41] [表3.4.41～2] 表3.4.42 [4.5.42] [表3.4.42～2] 表3.4.43 [4.5.43] [表3.4.43～2] 表3.4.44 [4.5.44] [表3.4.44～2] 表3.4.45 [4.5.45] [表3.4.45～2] 表3.4.46 [4.5.46] [表3.4.46～2] 表3.4.47 [4.5.47] [表3.4.47～2] 表3.4.48 [4.5.48] [表3.4.48～2] 表3.4.49 [4.5.49] [表3.4.49～2] 表3.4.50 [4.5.50] [表3.4.50～2] 表3.4.51 [4.5.51] [表3.4.51～2] 表3.4.52 [4.5.52] [表3.4.52～2] 表3.4.53 [4.5.53] [表3.4.53～2] 表3.4.54 [4.5.54] [表3.4.54～2] 表3.4.55 [4.5.55] [表3.4.55～2] 表3.4.56 [4.5.56] [表3.4.56～2] 表3.4.57 [4.5.57] [表3.4.57～2] 表3.4.58 [4.5.58] [表3.4.58～2] 表3.4.59 [4.5.59] [表3.4.59～2] 表3.4.60 [4.5.60] [表3.4.60～2] 表3.4.61 [4.5.61] [表3.4.61～2] 表3.4.62 [4.5.62] [表3.4.62～2] 表3.4.63 [4.5.63] [表3.4.63～2] 表3.4.64 [4.5.64] [表3.4.64～2] 表3.4.65 [4.5.65] [表3.4.65～2] 表3.4.66 [4.5.66] [表3.4.66～2] 表3.4.67 [4.5.67] [表3.4.67～2] 表3.4.68 [4.5.68] [表3.4.68～2] 表3.4.69 [4.5.69] [表3.4.69～2] 表3.4.70 [4.5.70] [表3.4.70～2] 表3.4.71 [4.5.71] [表3.4.71～2] 表3.4.72 [4.5.72] [表3.4.72～2] 表3.4.73 [4.5.73] [表3.4.73～2] 表3.4.74 [4.5.74] [表3.4.74～2] 表3.4.75 [4.5.75] [表3.4.75～2] 表3.4.76 [4.5.76] [表3.4.76～2] 表3.4.77 [4.5.77] [表3.4.77～2] 表3.4.78 [4.5.78] [表3.4.78～2] 表3.4.79 [4.5.79] [表3.4.79～2] 表3.4.80 [4.5.80] [表3.4.80～2] 表3.4.81 [4.5.81] [表3.4.81～2] 表3.4.82 [4.5.82] [表3.4.82～2] 表3.4.83 [4.5.83] [表3.4.83～2] 表3.4.84 [4.5.84] [表3.4.84～2] 表3.4.85 [4.5.85] [表3.4.85～2] 表3	

3	13 重量シャッター	[5.11.2~4] <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>シャッターケース</th> <th>耐風圧強度(外壁開口部)(Pa)</th> <th>開閉形式</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・管理用シャッター</td> <td>・設ける ・設けない</td> <td>・1600 ・( )</td> <td>※電動式(手動併用)</td> <td>※危害防止機構 ※障害物感知装置(自動閉鎖型)</td> </tr> <tr> <td>・防火シャッター(外部用) ・防火シャッター(内部用) ・防煙シャッター</td> <td>※設ける</td> <td></td> <td>・手動式</td> <td>・シャッターの二段降下方式</td> </tr> </table> <p>電動シャッターにおける二重チェーン、急降下制動(停止)装置等の設置箇所 ※ 図示による  電動式シャッターにおける障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示による  屋内用防火シャッターもしくは防煙シャッターにおける危害防止機構  適用 ※ 改修標準仕5.11.2(4)(ウ)(a)かつ(c)  ・改修標準仕5.11.2(4)(ウ)(b)かつ(c)  設置箇所 ※ 図示による  スラット及びシャッターケース用鋼板の種類  ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3312 ただし、めっきの付着量はZ12又はF12とする  電動式の場合の電源  ※ 三相 200V 0.75kW以下(過電流保護装置付) ・ ( )  工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む</p>	種類	シャッターケース	耐風圧強度(外壁開口部)(Pa)	開閉形式	備考	・管理用シャッター	・設ける ・設けない	・1600 ・( )	※電動式(手動併用)	※危害防止機構 ※障害物感知装置(自動閉鎖型)	・防火シャッター(外部用) ・防火シャッター(内部用) ・防煙シャッター	※設ける		・手動式	・シャッターの二段降下方式
	種類	シャッターケース	耐風圧強度(外壁開口部)(Pa)	開閉形式	備考												
	・管理用シャッター	・設ける ・設けない	・1600 ・( )	※電動式(手動併用)	※危害防止機構 ※障害物感知装置(自動閉鎖型)												
・防火シャッター(外部用) ・防火シャッター(内部用) ・防煙シャッター	※設ける		・手動式	・シャッターの二段降下方式													
14 軽量シャッター	[5.12.2~4] <table border="1"> <tr> <th>開閉形式</th> <th>シャッターケース</th> <th>耐風圧強度(Pa)</th> <th>形状</th> <th>スラット材質(めっきの量)</th> <th>ガイドレール・底板の材質</th> </tr> <tr> <td>※手動式(手動併用)</td> <td>※設ける ・設けない</td> <td>・1600 ・( )</td> <td>※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形</td> <td>・ JIS G 3312 (Z06又はF06) ・ JIS G 3322 (AZ90)</td> <td>※ステンレス鋼板(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板</td> </tr> </table> <p>電動シャッターにおける二重チェーン、急降下制動(停止)装置等の設置箇所 ※ 図示による  電動式の場合は、危害防止機構及び障害物感知装置(自動閉鎖型)を設けるものとする  電動式の場合の電源  ※ 単相 100V (過電流保護装置付) ・ ( )  工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む</p>	開閉形式	シャッターケース	耐風圧強度(Pa)	形状	スラット材質(めっきの量)	ガイドレール・底板の材質	※手動式(手動併用)	※設ける ・設けない	・1600 ・( )	※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	・ JIS G 3312 (Z06又はF06) ・ JIS G 3322 (AZ90)	※ステンレス鋼板(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板				
開閉形式	シャッターケース	耐風圧強度(Pa)	形状	スラット材質(めっきの量)	ガイドレール・底板の材質												
※手動式(手動併用)	※設ける ・設けない	・1600 ・( )	※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	・ JIS G 3312 (Z06又はF06) ・ JIS G 3322 (AZ90)	※ステンレス鋼板(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板												
15 オーバーヘッドドア	[5.13.2~4] <table border="1"> <tr> <th>セクション材料</th> <th>耐風圧強度(Pa)</th> <th>開閉方式</th> <th>収納形式</th> <th>ガイドレールの材質</th> </tr> <tr> <td>※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ</td> <td>・ 1250 ・ 1000 ・ 750 ・ 500</td> <td>※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</td> <td>・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーテカル形</td> <td>・ ステンレス鋼板(SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板</td> </tr> </table> <p>電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示による</p>	セクション材料	耐風圧強度(Pa)	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質	※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 1250 ・ 1000 ・ 750 ・ 500	※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーテカル形	・ ステンレス鋼板(SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板						
セクション材料	耐風圧強度(Pa)	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質													
※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 1250 ・ 1000 ・ 750 ・ 500	※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーテカル形	・ ステンレス鋼板(SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板													

4	6 木材	<p>合法木材証明書を監督員に提出すること(ただし、仮設用木材を除く。)</p> <p>製材及び造作用集成材の含水率 ※ A種 ・ B種 [6.5.2][表6.5.1]</p> <p>ホルムアルデヒド放散量 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>ホルムアルデヒド放散量</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )</td> </tr> </table> <p>・ JAS1083-5による下地用針葉樹製材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>材面の品質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2級</td> <td>・ 耳付材 ・ 押角</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ JAS1083-2による造作用針葉樹製材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>材面の品質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 上小節 ・ 板類 ・ 角類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ JAS1083-6による広葉樹製材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>材面の品質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1級</td> <td>※ 10%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ JAS1083以外の製材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>目視による材の欠点がないことを全数確認すること  造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種</p> <p>・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>見付け材面数</th> <th>見付け材面の品質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1等</td> </tr> </table> <p>・ 「集成材の日本農林規格」による化粧はり造作用集成材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>化粧薄板の厚さ</th> <th>見付け材面数</th> <th>見付け材面の品質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 化粧薄板 ・ 芯材</td> <td></td> <td>※ 1等</td> </tr> </table> <p>・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 15%以下</td> </tr> </table> <p>目視による材の欠点がないことを全数確認すること</p> <p>・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧はり造作用集成材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>化粧薄板の厚さ</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 化粧薄板 ・ 芯材</td> <td></td> <td>※ 15%以下</td> </tr> </table> <p>目視による材の欠点がないことを全数確認すること</p> <p>・ JAS0701による造作用単板積層材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法</th> <th>表面の化粧加工</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無 ( 等級: ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等 )</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> </tr> </table> <p>・ JAS0701以外の造作用単板積層材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法</th> <th>表面の化粧加工</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> </tr> </table> <p>含水率 ※ 14%以下 ・ ( )  目視による材の欠点がないことを全数確認すること</p> <p>・ JAS3079による直交集成材 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>強度等級</th> <th>種別</th> <th>接着性能</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 「合板の日本農林規格」による普通合板 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 5.5</td> <td></td> <td>※ 1類</td> <td>広葉樹 ※ 2等以上 針葉樹 ※ C-D以上</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> </tr> </table> <p>・ 「構造用パネルの日本農林規格」による構造用パネル [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 「合板の日本農林規格」による構造用合板 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>等級</th> <th>保存処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 12</td> <td></td> <td>・ 特類 ・ 1類</td> <td>※ C-D以上</td> <td>・ 1級 ・ 2級</td> <td></td> </tr> </table> <p>防虫処理 ( ) 強度等級 ( )</p> <p>・ 「合板の日本農林規格」による化粧張り構造用合板 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 特類 ・ 1類</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>化粧板に使用する単板の樹種</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>内部の造作に使用する</p> <p>・ 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧板 [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>単板の樹種</th> <th>化粧加工の方法</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ JIS A 5908によるパーティクルボード [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表面の状態による区分</th> <th>曲げ強さによる区分</th> <th>耐水性による区分</th> <th>難燃性による区分</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ JIS A 5905によるミディアムデンシティファイバーボード(MDF) [6.5.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表面の状態による区分</th> <th>曲げ強さによる区分</th> <th>耐水性による区分</th> <th>難燃性による区分</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>造作材化粧面の釘打ち [6.5.3]</p> <p>※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し</p> <p>諸金物の形状、寸法及び材質 [6.5.3][表6.5.3~5]</p> <p>※ 改修標準仕6.5.3(2)(ア)による</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>材質</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	材料	ホルムアルデヒド放散量		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )	施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質				※ 2級	・ 耳付材 ・ 押角				施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質				・ 上小節 ・ 板類 ・ 角類					施工箇所	樹種	寸法	等級	含水率	保存処理	材面の品質				※ 1級	※ 10%以下			施工箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率					・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	樹種	寸法	見付け材面数	見付け材面の品質					※ 1等	施工箇所	樹種	寸法	化粧薄板の厚さ	見付け材面数	見付け材面の品質				・ 化粧薄板 ・ 芯材		※ 1等	施工箇所	樹種	寸法	見付け材面の品質	含水率					※ 15%以下	施工箇所	樹種	寸法	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	含水率				・ 化粧薄板 ・ 芯材		※ 15%以下	施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理			・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無 ( 等級: ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等 )	・ 適用する ・ 適用しない	施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理			・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無	・ 適用する ・ 適用しない	施工箇所	樹種	寸法	強度等級	種別	接着性能							施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	板面の品質	防虫処理		※ 5.5		※ 1類	広葉樹 ※ 2等以上 針葉樹 ※ C-D以上	・ 適用する ・ 適用しない	施工箇所	厚さ	等級	備考			・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級		施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	板面の品質	等級	保存処理		※ 12		・ 特類 ・ 1類	※ C-D以上	・ 1級 ・ 2級		施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	防虫処理	備考				・ 特類 ・ 1類	・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種	防虫処理						施工箇所	厚さ	接着の程度	単板の樹種	化粧加工の方法	防虫処理							施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ	備考								施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ	備考								種類	形状	寸法	材質				
	材料	ホルムアルデヒド放散量																																																																																																																																																																																																																																																		
		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																		
		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																		
		※ 改修標準仕6.5.2(1)(ウ)による ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																		
	施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質																																																																																																																																																																																																																																												
				※ 2級	・ 耳付材 ・ 押角																																																																																																																																																																																																																																															
	施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質																																																																																																																																																																																																																																												
				・ 上小節 ・ 板類 ・ 角類																																																																																																																																																																																																																																																
	施工箇所	樹種	寸法	等級	含水率	保存処理	材面の品質																																																																																																																																																																																																																																													
			※ 1級	※ 10%以下																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率																																																																																																																																																																																																																																															
				・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	樹種	寸法	見付け材面数	見付け材面の品質																																																																																																																																																																																																																																																
				※ 1等																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	樹種	寸法	化粧薄板の厚さ	見付け材面数	見付け材面の品質																																																																																																																																																																																																																																															
			・ 化粧薄板 ・ 芯材		※ 1等																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	樹種	寸法	見付け材面の品質	含水率																																																																																																																																																																																																																																																
				※ 15%以下																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	樹種	寸法	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	含水率																																																																																																																																																																																																																																															
			・ 化粧薄板 ・ 芯材		※ 15%以下																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理																																																																																																																																																																																																																																																	
		・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無 ( 等級: ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等 )	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																																																																																																																																	
施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理																																																																																																																																																																																																																																																	
		・ 有 ( ・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工 ) ・ 無	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																																																																																																																																	
施工箇所	樹種	寸法	強度等級	種別	接着性能																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	板面の品質	防虫処理																																																																																																																																																																																																																																															
	※ 5.5		※ 1類	広葉樹 ※ 2等以上 針葉樹 ※ C-D以上	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	厚さ	等級	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
		・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級																																																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	板面の品質	等級	保存処理																																																																																																																																																																																																																																														
	※ 12		・ 特類 ・ 1類	※ C-D以上	・ 1級 ・ 2級																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	厚さ	単板の樹種	接着の程度	防虫処理	備考																																																																																																																																																																																																																																															
			・ 特類 ・ 1類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種	防虫処理																																																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	厚さ	接着の程度	単板の樹種	化粧加工の方法	防虫処理																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ	備考																																																																																																																																																																																																																																														
施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ	備考																																																																																																																																																																																																																																														
種類	形状	寸法	材質																																																																																																																																																																																																																																																	
7 接統具等																																																																																																																																																																																																																																																				

4	8 木材保護剤	<p>木材保護剤(木材の防霉・防蟻処理)は、非有機リン系とする [6.5.5]</p> <p>・ 種類 ( ) ・ 品質 ( )</p> <p>不燃処理木材等 [6.5.5]</p> <p>不燃材料 ・ 使用する 準不燃材料又は難燃材料 ・ 使用する</p>																																																																	
	9 軽量鉄骨天井下地	<p>野縁等の種類 [6.6.2][表6.6.1]</p> <p>屋内( ※ 19形 ・ 25形 ) 屋外( ・ 19形 ※ 25形 )</p> <p>野縁受、吊りボルト及びピンサートの間隔(屋外) [6.6.3]</p> <p>・ 図示による ・ ( 間隔: 周辺部の端からの間隔: ) 野縁の間隔(屋外) ・ 図示による ・ ( )</p> <p>既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない [6.6.4]</p> <p>あと施工アンカーの引抜き試験 [6.6.4]</p> <p>・ 行う 試験箇所数 ( ・ ※ 屋内の場合、改修標準仕 6.6.4(1)(ウ)による ) ・ 行わない 確認強度 ( ・ ※ 屋内の場合、改修標準仕 6.6.4(1)(ウ)による )</p> <p>吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は、図示による [6.6.4]</p> <p>吊りボルトの水平補強、斜め補強 [6.6.4]</p> <p>天井のふとところが1.5m以上3.0m以下の場合 ※ 改修標準仕 6.6.4 による ・ 図示による 天井のふとところが3.0mを超える場合 ※ 図示による</p> <p>耐震性を考慮した補強 ・ 行う(図示による) ・ 行わない [6.6.4]</p> <p>屋外の軒天井、ピロティータン井等における耐風圧性を考慮した補強 [6.6.4]</p> <p>・ 行う(図示による) ・ 行わない</p>																																																																	
	10 軽量鉄骨壁下地	<p>スタッド、ランナーの種類 [6.7.2~3]</p> <p>・ 改修標準仕表6.7.1のスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ ( )</p> <p>出入口及びこれに隣接する開口部の補強 [6.7.4]</p> <p>※ 改修標準仕 6.7.4(5)による ・ ( )</p>																																																																	
	11 ビニル床シート	<p>[6.8.2~3]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th>特殊機能</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの</td> <td>※ FS (複層ビニル床シート) ・ TS (単層ビニル床シート) ・ HS (発泡複層ビニル床シート) ・ KS (クッションフロア)</td> <td>・ 無地 ・ 模様</td> <td>※ 2.0 ・ 2.5</td> <td>・ 帯電防止 ・ 耐動過重性 ・ 耐薬品性</td> </tr> </table> <p>目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 ・ ( )</p>	施工箇所	区分	種類	色柄	厚さ	特殊機能		・ 発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※ FS (複層ビニル床シート) ・ TS (単層ビニル床シート) ・ HS (発泡複層ビニル床シート) ・ KS (クッションフロア)	・ 無地 ・ 模様	※ 2.0 ・ 2.5	・ 帯電防止 ・ 耐動過重性 ・ 耐薬品性																																																					
	施工箇所	区分	種類	色柄	厚さ	特殊機能																																																													
		・ 発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※ FS (複層ビニル床シート) ・ TS (単層ビニル床シート) ・ HS (発泡複層ビニル床シート) ・ KS (クッションフロア)	・ 無地 ・ 模様	※ 2.0 ・ 2.5	・ 帯電防止 ・ 耐動過重性 ・ 耐薬品性																																																													
	12 ビニル床タイル	<p>[6.8.2~3]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th>特殊機能</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 接着形 ・ 置敷形</td> <td>・ TT (単層ビニル床タイル) ・ FT (複層ビニル床タイル) ・ KT (コンポジットビニル床タイル) ・ FOA (置敷きビニル床タイル) ・ FOB (薄形置敷きビニル床タイル)</td> <td>※ 300角 ・ 450角 ・ 500角</td> <td>・ 無地 ・ 模様</td> <td>※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0 ・ 4以上</td> <td>・ 帯電防止 ・ 防汚性 ・ 帯電防止 ・ 防汚性</td> </tr> </table>	施工箇所	区分	種類	寸法	色柄	厚さ	特殊機能		・ 接着形 ・ 置敷形	・ TT (単層ビニル床タイル) ・ FT (複層ビニル床タイル) ・ KT (コンポジットビニル床タイル) ・ FOA (置敷きビニル床タイル) ・ FOB (薄形置敷きビニル床タイル)	※ 300角 ・ 450角 ・ 500角	・ 無地 ・ 模様	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0 ・ 4以上	・ 帯電防止 ・ 防汚性 ・ 帯電防止 ・ 防汚性																																																			
	施工箇所	区分	種類	寸法	色柄	厚さ	特殊機能																																																												
		・ 接着形 ・ 置敷形	・ TT (単層ビニル床タイル) ・ FT (複層ビニル床タイル) ・ KT (コンポジットビニル床タイル) ・ FOA (置敷きビニル床タイル) ・ FOB (薄形置敷きビニル床タイル)	※ 300角 ・ 450角 ・ 500角	・ 無地 ・ 模様	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0 ・ 4以上	・ 帯電防止 ・ 防汚性 ・ 帯電防止 ・ 防汚性																																																												
	13 ビニル幅木	<p>[6.8.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>材質の種類</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>※ 軟質 ・ 硬質</td> <td>※ 1.5以上 ・ ( )</td> <td>※ 60 ・ 75 ・ 100</td> </tr> </table>	材質の種類	厚さ	高さ	※ 軟質 ・ 硬質	※ 1.5以上 ・ ( )	※ 60 ・ 75 ・ 100																																																											
材質の種類	厚さ	高さ																																																																	
※ 軟質 ・ 硬質	※ 1.5以上 ・ ( )	※ 60 ・ 75 ・ 100																																																																	
14 カーペット敷き	<p>・ タイルカーペット [6.9.2~3][表6.9.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>パイルの形状</th> <th>寸法</th> <th>総厚さ</th> <th>色柄</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※ 第一種 ・ 第二種</td> <td>・ カットパイル ※ ルーフパイル ・ カット/ルーフパイル</td> <td>※ 500角 ・ ( )</td> <td>※ 6.5 ・ ( )</td> <td>・ 無地 ・ 柄物</td> <td>帯電防止及び防汚加工</td> </tr> </table> <p>敷き方 平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( ) 階段部分 ・ 市松敷き ※ 模様流し ・ ( ) 取付け用付属品は、監督員との協議による</p>	種別	パイルの形状	寸法	総厚さ	色柄	備考	※ 第一種 ・ 第二種	・ カットパイル ※ ルーフパイル ・ カット/ルーフパイル	※ 500角 ・ ( )	※ 6.5 ・ ( )	・ 無地 ・ 柄物	帯電防止及び防汚加工																																																						
種別	パイルの形状	寸法	総厚さ	色柄	備考																																																														
※ 第一種 ・ 第二種	・ カットパイル ※ ルーフパイル ・ カット/ルーフパイル	※ 500角 ・ ( )	※ 6.5 ・ ( )	・ 無地 ・ 柄物	帯電防止及び防汚加工																																																														
15 合成樹脂塗床	<p>[6.10.2~3][表6.10.1~2][表6.10.4~7]</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種別</th> <th>工法</th> <th>仕上の種類</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 弾性ウレタン樹脂系塗床</td> <td></td> <td>・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ エポキシ樹脂系塗床</td> <td></td> <td>・ 薄膜流し延べ ・ 厚膜流し延べ ・ 樹脂モルタル</td> </tr> </table>	施工箇所	種別	工法	仕上の種類		・ 弾性ウレタン樹脂系塗床		・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ		・ エポキシ樹脂系塗床		・ 薄膜流し延べ ・ 厚膜流し延べ ・ 樹脂モルタル																																																						
施工箇所	種別	工法	仕上の種類																																																																
	・ 弾性ウレタン樹脂系塗床		・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ																																																																
	・ エポキシ樹脂系塗床		・ 薄膜流し延べ ・ 厚膜流し延べ ・ 樹脂モルタル																																																																
16 フローリング張り	<p>単層フローリング [6.11.2~6][表6.11.1][表6.11.6]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>工法</th> <th>樹種</th> <th>厚さ</th> <th>大きさ</th> <th>仕上塗装</th> </tr> <tr> <td>・ フローリングボード</td> <td>・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法</td> <td>※ 桧 ・ なら</td> <td>・ 15 ・ ( )</td> <td>板幅75 板長さ500以上</td> <td>・ 塗装品 ・ 無塗装品</td> </tr> <tr> <td>・ フローリングブロック</td> <td>・ モルタル埋込み工法 ・ モザイクパーケット</td> <td>・ なら</td> <td>・ 15</td> <td>※ 303角 ・ ( )</td> <td>・ 塗装品 ・ 無塗装品 ・ 塗装品 ・ 無塗装品</td> </tr> </table> <p>接着工法の場合の接着材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ ( )</p>	種別	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上塗装	・ フローリングボード	・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法	※ 桧 ・ なら	・ 15 ・ ( )	板幅75 板長さ500以上	・ 塗装品 ・ 無塗装品	・ フローリングブロック	・ モルタル埋込み工法 ・ モザイクパーケット	・ なら	・ 15	※ 303角 ・ ( )	・ 塗装品 ・ 無塗装品 ・ 塗装品 ・ 無塗装品																																																
種別	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上塗装																																																														
・ フローリングボード	・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法	※ 桧 ・ なら	・ 15 ・ ( )	板幅75 板長さ500以上	・ 塗装品 ・ 無塗装品																																																														
・ フローリングブロック	・ モルタル埋込み工法 ・ モザイクパーケット	・ なら	・ 15	※ 303角 ・ ( )	・ 塗装品 ・ 無塗装品 ・ 塗装品 ・ 無塗装品																																																														
17 畳敷き	<p>種別 [6.12.2][表6.12.1]</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ( ・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III ・ KT-K ・ KT-N )</p>																																																																		
18 せつこうボード及び合板張り	<p>[6.13.2~3][表6.13.1~5]</p> <table border="1"> <tr> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>厚さ等</th> </tr> <tr> <td>・ 木質系セメント板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 繊維強化セメント板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 火山性ガラス質複層板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 繊維板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ パーティクルボード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 吸音材料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ せつこうボード製品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 普通合板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>品名 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ ( 5.5mm )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>板面の品質 ( 広葉樹の場合:2等以上 針葉樹の場合:C-D以上 )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単板の樹種名 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 天然木化粧板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単板の樹種名 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特殊加工化粧板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>品目 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>接着の程度 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単板の樹種名 ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧加工の方法 ( ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	規格名称	種類	厚さ等	・ 木質系セメント板			・ 繊維強化セメント板			・ 火山性ガラス質複層板			・ 繊維板			・ パーティクルボード			・ 吸音材料			・ せつこうボード製品			・ 普通合板			品名 ( )			厚さ ( 5.5mm )			板面の品質 ( 広葉樹の場合:2等以上 針葉樹の場合:C-D以上 )			単板の樹種名 ( )			・ 天然木化粧板			厚さ ( )			単板の樹種名 ( )			・ 特殊加工化粧板			品目 ( )			厚さ ( )			接着の程度 ( )			単板の樹種名 ( )			化粧加工の方法 ( ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 )		
規格名称	種類	厚さ等																																																																	
・ 木質系セメント板																																																																			
・ 繊維強化セメント板																																																																			
・ 火山性ガラス質複層板																																																																			
・ 繊維板																																																																			
・ パーティクルボード																																																																			
・ 吸音材料																																																																			
・ せつこうボード製品																																																																			
・ 普通合板																																																																			
品名 ( )																																																																			
厚さ ( 5.5mm )																																																																			
板面の品質 ( 広葉樹の場合:2等以上 針葉樹の場合:C-D以上 )																																																																			
単板の樹種名 ( )																																																																			
・ 天然木化粧板																																																																			
厚さ ( )																																																																			
単板の樹種名 ( )																																																																			
・ 特殊加工化粧板																																																																			
品目 ( )																																																																			
厚さ ( )																																																																			
接着の程度 ( )																																																																			
単板の樹種名 ( )																																																																			
化粧加工の方法 ( ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 )																																																																			

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称

4 内装改修工事	19 壁紙張り	[6.14.2] 防火性能 ・不燃・準不燃 ・不燃・準不燃 程度に記載の商品名は、品質の程度を示すためのもので、参考とする	4 内装改修工事	30 床目地障	床仕上げの異なる箇所には目地障を入れる。 ※ステンレス製 口型(幅40程度 A1.5) ・ステンレス製 5×12 ・黄銅製 6×12 (標仕20.2.7)	7 塗装 配座(グリーン)改修工事	1 石綿含有吹付け材の処理 ※福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。 とりこわし工事に先立ち、石綿含有吹付け材の除去工事を行う。 ※除去処理 ・封じ込め処理 建築物などの保全技術・技術審査証明事業により証明された業者及び工法とする。 分析による石綿含有調査 ※行う ・行わない ※測定点 ( 図示による ) ・監督員との協議による ※プラスチック重袋による密封処理 ・ ( ) 石綿含有建材の取り扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令21号)を遵守すること。 2 石綿含有成形板の処理等 石綿含有成形板の種類等 [9.1.5] 種類 厚さ(mm) 備考 ・化粧せっこうボード ・9.5 ・ビニル床タイル ・2.0 3 特別管理産業廃棄物管理責任者 石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。 特別管理産業廃棄物責任者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づく配置技術者 なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。 4 断熱・防露改修工事 外断熱及び断熱材打込み工法 [9.3.2] [9.5.2] 種類 種別 厚さ(mm) 施工箇所 ・押出法ポリスチレンフォーム ・保温板(2種b) ・25 ・保温板(3種b) ・25 ・硬質ウレタンフォーム 既存外壁の処理 下地面の清掃 ・行う 下地面欠損部の改修工法 ( ) 通気層 ・有 ( 厚さ ) ・無 ・湯沸湯工法 [9.5.3] 断熱性 厚さ(mm) 施工箇所 ・A種1 ・25 ※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリレの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・A種2 ・25 ・A種3 ・B種1 ・B種2
	20 モルタル塗り	材料 ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 ( ) [6.15.3] 既製目地材 ・ 使用する ・ 使用しない [6.15.3] 床の目地 ・ 設置する 種類 ( ※押し目地 ・ ) ・ 設置しない [6.15.6] 目地割り ( ※2㎡程度 ・ ) 最大目地間隔 ( ※3m程度 ・ )		31 階段手すり	材種 ・タモ ・ステンレスパイプ ・鋼製パイプ ・ビニル製ハンドレール 表面仕上げ ・クリアラッカー ・HL ・EP-G ・SOP 直径(mm) ・35 ・45 ・( ) 備考 ・1段手すり ・2段手すり 指づめ防止材共		
	21 タイル張り	伸縮調整目地の位置 床タイル ( ※縦、横とも4m以内こと ・ 図示 ) [6.16.2] 床タイル以外 ( ・ 図示 ) 伸縮調整目地の寸法 ※改修標仕 3.7.3 による ・ 図示による 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない [6.16.2] タイルの種類 [6.16.3] 施工箇所 形状・寸法 吸水率による区分 I類 II類 III類 うわぐすり 施釉 無釉 役物 色 標準 特注 再資源化タイル 備考		32 ブラインド	・ 再使用する [2.3.1] [5.1.6] ・ 新設する (標仕20.2.12) 形式 ※ 複層ブラインド 開閉方式 ※ ギヤ式 ・ コード式 ・ 操作棒式 ※ 2本操作コード方式 スラットの幅 ※ 25 ・ 35 ・ ( ) ・ 80 ・ 100		
	22 セルフレベリング材塗り	種類 ・ せっこう系 ・ セメント系 [6.17.2][6.17.1] 塗厚 ( ) [6.17.3]		33 カーテン	・ 再使用する [2.3.1] [5.1.6] ・ 新設する (20.2.14) (表20.2.1) 形式 開閉操作 ひだの種類 きれ地の種別 品名、特殊加工 ・ シングル ・ 片引き ※ 手引き ・ フランスひだ ・ ダブル ・ 引分け ・ ひも引き ・ 箱ひだ、つまみひだ ・ 電動 ・ プレーンひだ、片ひだ		
	23 仕上塗材仕上げ	・ 薄付け仕上げ塗材 (標仕15.6.2) (標仕表15.6.1) 呼び名 仕上げの形状 工法 備考 ・ 内装薄塗材E ・ 砂壁状じゅらく 吹付け ・ 内装薄塗材W ・ 京壁状じゅらく		34 カーテンレール	・ 再使用する [5.1.6] ・ 新設する (20.2.14) 材種 ※ アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板 (アルマイト仕上げ) ・ ステンレス製 形状 ・ 角形 ( )		
	24 フリーアクセスフロア	・ 軽量骨材仕上げ塗材 (標仕15.6.2) (標仕表15.6.1) 呼び名 仕上げの形状 工法 備考 ・ 吹付け軽量塗材E ・ 砂壁状 吹付け ・ こて塗用軽量塗材 ・ 平たん状 こて塗り		35 カーテンボックス	・ 再使用する [5.1.6] ・ 新設する 材質 ※ アルミニウム製既製品 ( ・ シルバー ・ 着色 )		
	25 可動間仕切	構造形式 (標仕20.2.3) 構造形式 構成基材の種類 スタッド パネル 総厚さ(mm) 遮音性(dB) ・ スタッド式(内蔵) ・ アルミ ・ 木質系 ※ 30以上 ・ 0 ・ スタッド式(露出) ・ スチール ・ スチール系 ・ ( ) ・ 12 ・ パネル式 ・ ガラス系 ※ 60以上 ・ 20 ・ スタッドパネル式 ・ アルミニウム合金系 ・ ( ) ・ 28 ・ ( ) ・ 36		36 コーナービート (壁ボード出隅保護金物)	材質 ※ アルミニウム押出成形材差込型 ( ) ・ シルバー ・ 焼付 ( ) ・ コーナー保護金物付きジョイントテープ		
	26 移動間仕切	操作方法 (標仕20.2.4) 操作方法 圧縮装置 総厚さ(mm) 表面仕上げ材 遮音性 (dB/500Hz) ・ 手動式 ・ プッシュ式 ※ 60程度 ・ 鋼板 ※ 焼付塗装 ・ 36未満 ・ 電動式 ・ ハンドル式 ・ 100程度 ・ 壁紙張り ・ 壁紙張り ・ 36以上 部分電動式 表面仕上げ材の厚さ ・ 0.6 ・ 0.8 ・ ( ) パネル内に取付ける建具 ・ あり ( 図示による ) ・ なし		37 天井見切縁	材質 ・ アルミニウム押出成形材 ※ 塩化ビニル製 ( ) 施工箇所 ※ 図示による		
	27 トイレブース	表面材の種類 (標仕20.2.5) 表面材の種類 脚部の形状 ドアエッジ 形状 材質 ※メラミン樹脂系化粧板 ※ 幅木タイプ ・ 標準 ・ アルミニウム製 ・ ポリエステル樹脂系化粧板 ・ R ・ ステンレス製 ・ 表面材と同等		38 天検口	形式 材種 寸法 形式 備考 天井 ・ アルミニウム製 ・ 450角 ・ 一般形 ・ 焼付き ・ 600角 床 ・ アルミニウム製目地 ・ 450角 ・ ステンレス鋼製目地 ・ 600角		
	28 視覚障がい者用床タイル	種類 (標仕20.2.6) 種類 寸法(mm) 厚さ(mm) 屋内 ・ 塩化ビニル製 ・ 300角 ・ 7.0 ・ 磁器質タイル ・ せっ器質タイル ・ レンジコンクリート製 ・ コンクリート製 屋外 ・ 磁器質タイル ・ せっ器質タイル ・ レンジコンクリート製 ・ コンクリート製 ブロックパターンはJIS T 9251による		5 1 材料	ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ( ) [7.1.3] 防火材料 ※ 屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所):		
	29 階段滑り止め	材種 (標仕20.2.6) 材種 幅(mm) 取付工法 ・ ステンレス製(SUS304) ビニルタイヤ入り ※ 35 ・ 接着工法 ・ ( )		2 下地調整	図示による		
				3 錆止め塗料塗り	図示による		
				4 塗装	図示による		
				6 1 (一般事項)適用範囲	工事内容 [8.1.1] ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレスの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接鋼巻き工法又は溶接鋼巻きフープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工法 ・ 免震改修 ・ 制震改修工事 工事種別 [8.1.1] [8.1.2] ・ 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) ・ 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去 (下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修 ・ 制震改修工事 施工数量調査 [1.2.2] [1.2.4] [1.3.1] [1.5.2] 項目 内容 記載事項等 ・ 図示による		

8 その他

1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

1) 対象揮発性有機化合物(VOC)

2) 測定室

3) 測定方法

※簡易測定法による。

VOCの種類	測定方法
※ホルムアルデヒド	・検知紙法 ・検知管法 ・定電位電解法 ・吸光度法
※トルエン	・ハット型採取
※キシレン	・ハット型採取
※スチレン	
※エチルベンゼン	

・厚生労働省の標準的測定方法による。

VOCの種類	採取方法	測定方法
・ホルムアルデヒド	・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出	・高速液体クロマトグラフィー
・アセトアルデヒド	・固相吸着/溶媒抽出法	
・トルエン	・固相吸着/溶媒抽出法	・( )
・キシレン	・固相吸着/加熱脱着法	
・パラジクロロベンゼン	・容器採取法	
・スチレン		
・エチルベンゼン		

2 果産材・地域材の活用

1) 木工事

2) 木造工事

3) 石工事

4) その他( )工事

10 施工条件

1 工程関係

2 施工時期

3 施工順序

4 利用並行改修

5 他機関との協議

6 工事用地

7 公害対策

8 安全対策

9 その他

10 施工条件

別表-1の記入上の注意: ※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。

別表-1 設備工事との工事区分表

機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容			
			建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	機械関係	配電盤・制御盤の基礎	※		
			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※		
			テレビアンテナ基礎( # )	※		
			避雷針の基礎( # )	※		
			屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※		
			屋上設備( # )	※		
			屋外設備( # )	※		
			梁台、アンカーボルト	※		
			特記した基礎	※		
			梁、床、壁	※		
開口部	電気関係	機械関係	補強を要するもの	※		
			貫通スリーブ	※		
			梁、床、壁	※		
			貫通型枠	※		
			軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	※		
			埋込形分電盤、端子盤等の型枠	※		
			上記開口部の補強	※		
			上記開口部の墨出し	※		
			スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	※		
			フリーアクセスフロア用配線器具	※		
点検口	※					
外部取付ガラリ	※					
湯沸釜のフード	※					
換気扇の取付枠	※					
流し台	※					
防油堤	※					
床下水槽のマンホールふた	※					
屋外排水管	※					
雨水立管(たてどい)	※					
トイレ手すり	※					
化粧鏡(衛生器具まわり)	※					
はめ込形洗面器用カウンター(前板)	※					
ガスボンベ転倒防止用の鎖	※					
電気配管配線	電気関係	機械関係	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※		
			防火扉レリーズ	※		
			電極棒	※		
			配線ビッド及びふた	※		
			機器などへの接続(1次側)	※		
			機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)	※		
			機器付属の制御盤への電源供給配管配線	※		
			自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	※		
			自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線	※		
			天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	※		
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	※					
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	※					
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	※					
小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	※					
ガス漏れ検知器	※					
電気錠及び通電金具	※					
TENキー及び制御盤	※					
エレベーター出入口三方枠(金属製)	※					
エレベーター出入口三方枠(石製)	※					
シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン	※					
ボード・Tバー	※					
システム天井	※					
照明ライン設備プレート	※					
空調ライン設備プレート	※					
消火器ボックス	※					
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	※					
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※					

9 東日本大震災の復興・復興事業における積算方法等

1 資材調達

2 労働者確保

10 福島県〇〇建設事務所建築住宅課

電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市××町△△△1-1

建築士事務所名

設計者氏名

印

工事名称

図面名称

建築改修工事特記仕様書(4)

図面番号

<p>現場環境改善へ快適トイレの設置</p>	<p>1 内容</p> <p>2 設置に要する費用</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(14)の仕様をすべて仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ「快適トイレの設置について」土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用)を参照のこと)ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。</p> <p>現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。</p> <p>(12)～(14)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、上記標準設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。</p> <p>また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式(洋風)便座</p> <p>(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)</p> <p>(3) 臭い逆流防止機能</p> <p>(4) 容易に開かない施錠機能</p> <p>(5) 照明設備</p> <p>(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)</p> <p>(10) 鏡と手洗器</p> <p>(11) 便座除菌スプレー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</p> <p>(13) 振音装置(機能を含む)</p> <p>(14) 着替え台</p> <p>(15) 臭気対策機能の多重化</p> <p>(16) 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(17) 小物置き場等(トイレトイレットペーパー手置置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。</p> <p>月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、61,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。</p> <p>ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>13 準備期間確保工事</p> <p>1 準備期間確保工事</p> <p>2 フレックス工事</p> <p>3 着工届の提出</p> <p>4 コリンズの登録</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>6 その他</p> <p>14 再生資源利用へ促進計画</p> <p>1 再生資源利用計画書</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p>	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日まで別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事執行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日まで別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工前準備期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																			
	<p>熱中症対策</p>	<p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜	<p>15 総合評価方式における技術提案書の確認</p> <p>1 内容</p>	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>
建設事務所管内	観測地点																						
県北	茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松																						
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
県南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐																						
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						